



東日本大震災に伴う 住宅・建築法律相談

☎110番

建築紛争の専門知識を有する弁護士と建築士が無料で
東日本大震災により住宅・建築被害を受けられた方の
電話相談及び面接相談を行います（マンション・アパート等の共同住宅を含む）

ご相談の例

- 家にひびが入ったが、家を建てた業者に補修を請求できるか。
- 自分の家だけ損壊がひどかった。設計や施工に問題があつたのではないか。
- 地盤の液状化による建物への影響について、どのように対応したらよいか。
- 補修にあたり、保険や各種援助制度を利用したいがどのようなものがあるか。



日時 2011年5月24日（火）10時～16時
電話 03-3504-0835

* 相談は無料ですが、電話料金はご負担をお願いします。

* 弁護士と建築士が複数で相談を担当します。

* 電話がつながりにくい場合があります。

* 相談内容により、他の相談先をご紹介することもあります。



* 電話でお話を伺いした後、さらに詳しい相談が必要な場合には、弁護士が建築士と一緒に
無料で面接相談を行います。

* 面接場所は、東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館 10階（最寄りは東京メトロ霞ヶ関駅
B1a出口）となりますので、面接場所までお越しいただける方のみ対象とさせていただきます。

* 面接相談後、弁護士・建築士へ依頼することができますが、以後のご相談、現地調査、事件処理等は原則として有料となります。また、遠距離等の事情により弁護士・建築士がお引き受け
できない場合もあります。あらかじめご了承ください。

主催：第二東京弁護士会消費者問題対策委員会 協力：99建築問題研究会

お問い合わせ先：第二東京弁護士会事務局人権課（東京都千代田区霞が関1-1-3）

03-3581-2257